

# モバイルコネクトType2サービス SDPFへの規約移行に伴う重要事項説明

2022年4月15日  
NTTコミュニケーションズ株式会社

# モバイルコネクトType2サービス SDPF規約移行に伴う重要事項説明(1/11)

モバイルコネクトType2サービスは、今後NTTComのネットワークやセキュリティ商材と複合提案の促進を目的として、Smart Date Platform（以下、SDPF）のラインナップに追加となります。これに伴い、モバイルコネクトサービスType2利用規約からSDPF規約に切り替わるため、利用規約の変更点につきまして抜粋し重要事項としてご説明させていただきます。

## 1. サービス名について

モバイルコネクトサービスType2からSDPFサービスのモバイルコネクトメニューへ変更になります。

現行	SDPFサービス規約移行後
モバイルコネクトType2サービス	SDPFサービス モバイルコネクトメニュー

## 2. サービスご利用の申込みについて

- ① モバイルコネクトはSDPFサービスの別冊となるため、モバイルコネクトの利用開始・解約は、SDPFサービスにおける契約内容の変更の扱いになります。
- ② 申込者確認のため資料提出に関する記載が追加になります。

モバイルコネクトType2サービス利用規約	SDPFサービス規約 共通編
(申込みと承諾) 第5条 本サービスの利用を希望する場合は、本規約に同意の上、当社所定の申込書に必要事項を記載し、当社所定の方法により申し込むものとします。	(利用申込) 第7条 SDPFサービスの利用（SDPFサービスの契約内容の変更に係るものを含みます。）を希望する場合は、本規約に同意の上、当社所定の方法により申し込むものとします。ただし、別冊又は当社のサービスサイト（ <a href="https://sdpf.ntt.com/">https://sdpf.ntt.com/</a> ）に別段の定めのある場合は、その定めるところによります。 2 前項の契約内容の変更には、契約者が、別冊等に定めるメニュー等について、その利用開始を請求すること、及び、その解約を請求することを含みます。 3 前項に際して、申込者確認のための資料を提出していただくことがあります。

# モバイルコネクトType2サービス SDPF規約移行に伴う重要事項説明(2/11)



## 3. サービスの契約申込の承諾について

- ① モバイルコネクトでは利用開始日を契約日としていましたが、SDPFでは当社が承諾通知を発信したとき又は当社のポータルでその申込みを反映した日に変更になります。
- ② 当社が申込みを受諾しないケースとして、SDPFサービスの利用を停止されている若しくは停止されたことがある又はSDPFサービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき、電気通信設備等に余裕がないとき、という条件が追加になります。

モバイルコネクトType2サービス利用規約	SDPFサービス規約 共通編
<p>(申込みと承諾)                      第5条 本サービスの利用を希望する場合は、本規約に同意の上、当社所定の申込書に必要事項を記載し、当社所定の方法により申し込むものとします。                      ~~~(省略)~~~                      3 当社が利用申込を審査、承認した場合に、本規約の規定を内容とする本サービスの利用契約が契約者と当社との間で成立するものとします。契約者と当社との間で別段の合意がない限り、第29条(契約者への通知)1項(2)に従い当社から契約者にメール送信されるご利用内容のご案内に記載された利用開始日をもって契約日とします。</p>	<p>(SDPFサービスの契約申込の承諾)                      第8条 当社は、SDPFサービスの利用に係る契約の申込み（変更申込を含みます。以下、本条において同じとします。）があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。SDPFサービスに係る契約は、当社が承諾の通知を発信したとき又は当社のポータル（当社が、当社のカスタムポータル規約に基づき提供するサービスをいいます。以下同じとします。）でその申込みを反映したときに成立するものとします。                      2 当社は前項の規定にかかわらず、次の場合には、SDPFサービスに係る契約の申込みを承諾しないことがあります。                      ~~~(省略)~~~                      (3) SDPFサービスに係る契約の申込みをした者がSDPFサービスの利用を停止されている若しくは停止されたことがある又はSDPFサービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。                      (4) SDPFサービスに係る契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を申し出たとき。                      (5) SDPFサービスの提供に係る電気通信設備等に余裕がないとき。</p>

## 4. 氏名等の変更の届出について

契約者に係る事項に変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただく旨が追加になります。

モバイルコネクトType2サービス利用規約	SDPFサービス規約 共通編
<p>該当なし</p>	<p>(氏名等の変更の届出)                      第12条 契約者は、その氏名若しくは商号、住所若しくは所在地又はその他契約者に係る事項について変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。                      2 前項の届出があったときは、当社に対しその届出のあった事実を証明する書類、あるいは当社の指定する資料を提示いただくことがあります。                      3 第1項に規定する変更の届出を怠ったことにより契約者が不利益を被った場合であっても、当社はその責任を負わないものとします。</p>

# モバイルコネクトType2サービス SDPF規約移行に伴う重要事項説明(3/11)



## 5. 契約者の協力義務について

- ① 弊社が契約者に対して求める協力の具体内容として「本契約に関する契約者の機器・情報・資料その他の物品の提供、及び当社が行う調査に必要な範囲で契約者の設備等への立入調査等の協力」が追加になります。
- ② 契約者がサービス利用において不正利用（被疑含む）を検知した場合の通知協力義務が追加になります。

モバイルコネクトType2サービス利用規約	SDPFサービス規約 共通編
<p>(契約者の協力義務)</p> <p>第6条 下記の場合、当社は契約者に対し、本サービスの利用状況に関する情報・資料等の提供を求めることができます。この場合、契約者はこれに応じるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 契約者による本規約の遵守状況を調査確認するため必要な場合</li><li>(2) 本サービスの故障予防又は回復のため必要な場合</li><li>(3) 本サービスの技術的又は経済的機能向上のため必要な場合</li><li>(4) 本サービスの品質向上、機能改善を目的としたアンケート調査等を行う場合</li><li>(5) その他、当社が必要と判断する場合</li></ul>	<p>(契約者の協力義務)</p> <p>第33条 当社は以下の場合、契約者に対し、<b>本契約に関する契約者の機器・情報・資料その他の物品の提供、及び当社が行う調査に必要な範囲で契約者の設備等への立入調査等の協力</b>を求めることができます。この場合、契約者はこれに応じるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 契約者による本契約の遵守状況を調査、確認するために必要な場合</li><li>(2) 故障予防又は回復のため必要な場合</li><li>(3) 技術上必要な場合</li><li>(4) その他、当社が必要と判断する理由がある場合</li></ul> <p><b>2 契約者は、SDPFサービスが不正に利用され、又は利用されようとしているときには、直ちに当社に通知するものとし、SDPFサービスの不正利用に係る当社の調査に協力するものとします。</b></p>

# モバイルコネクトType2サービス SDPF規約移行に伴う重要事項説明(4/11)

## 6. サービスの利用に係る契約の解除について

①モバイルコネクトでは規約の一部に違反もしくは規約に違反し支障及ぼす場合に本契約を解消することがあるとしていましたが、SDPFではサービス提供が困難なときもしくは規約に違反した場合に契約を解除することがあるという旨に変更になります。

②サービスの利用を中止した場合において、利用再開が困難であると当社が判断したとき、契約の一部または全部を解除する記載が追加になります。

③SDPFサービスに係る契約の一部または全部を解除しようとするときは、緊急やむを得ない場合を除き、あらかじめ契約者にそのことを通知する記載が追加になります。

モバイルコネクトType2サービス利用規約	SDPFサービス規約 共通編
<p>(当社が行う本契約の解約) 第11条 当社は次のいずれかに該当するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知の上、本契約を解約することがあります。 ~~~~(省略)~~~~ <b>(4) 第25条 (第三者への再使用許諾及び義務) 3項に該当する場合</b> <b>(5) 本規約に反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき</b></p>	<p>(当社が行うSDPFサービスの利用に係る契約の解除) 第15条 契約者が次のいずれかに該当するときは、SDPFサービスに係る契約の一部または全部を解除をすることがあります。 ~~~~(省略)~~~~ <b>(4) 法令等 (外国法等を含みます。以下、同じとします。) に基づく強制的な処分によりSDPFサービスを提供することが著しく困難となったとき。</b> <b>(5) その他、本規約に違反したとき。</b> <b>2 当社は、契約者が第17条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社のSDPFサービスに係る業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項第1号の規定にかかわらず、SDPFサービスの利用停止をしないでそのSDPFサービスに係る契約を解除することがあります。</b> <b>3 当社は、第16条 (利用中止) の規定によりSDPFサービスの利用を中止した場合において、その利用中止の事由を解消し、SDPFサービスの利用を再開することが困難であると当社が判断したときは、SDPFサービスに係る契約の一部または全部を解除をすることがあります。</b> <b>4 当社は、前3項の規定により、SDPFサービスに係る契約を一部または全部解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</b></p>

## 7. 定期メンテナンス日について

記載場所が利用規約からモバイルコネクト基本仕様書に変更になります。

モバイルコネクトType2サービス利用規約	SDPFサービス規約 共通編
<p>(利用中止) 第12条 当社は、次の場合には本サービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。 <b>(1) 毎月第1、第3日曜日の23時から翌朝6時までの定期メンテナンス日(ただし、翌日が祝日の場合、翌日の同時間帯に振り替えて実施することがあります)</b></p>	<p>該当なし</p>

# モバイルコネクトType2サービス SDPF規約移行に伴う重要事項説明(5/11)

## 8. サービスの利用中止について

- ①利用中止の事由として提携事業者の都合、事業休止又はその他の理由によりサービス提供が困難なとき、という条件が追加になります。
- ②サービスの運用を停止する際の通知期日の記載を削除します。

モバイルコネクトType2サービス利用規約	SDPFサービス規約 共通編
<p>(利用中止)</p> <p>第12条 当社は、次の場合には本サービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。                      ~~~(省略)~~~</p> <p>2 当社は、第1項の規定により本サービスの運用を停止する時は、<b>運用停止の7営業日前までに</b>あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p>	<p>(利用中止)</p> <p>第16条 当社は、次の場合には、SDPFサービスの利用を一部または全部中止することがあります。                      ~~~(省略)~~~</p> <p><b>(7) 提携事業者の都合、事業休止又はその他の理由により、SDPFサービスの全部又は一部の提供が困難となったとき。</b></p> <p>2 当社は、前項の規定によりSDPFサービスの利用を中止するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p>

## 9. サービス利用の制限について

SDPFサービスを経由した不正アクセス等により他事業者からの異議申し立てを想定した記載が追加になります。

モバイルコネクトType2サービス利用規約	SDPFサービス規約 共通編
<p>(通信利用の制限)</p> <p>第13条 当社は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条に基づき、天災、事変、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保、または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、契約者に事前に通知することなく本サービスの提供の全部または一部を中止する措置をとることがあります。</p>	<p>(利用の制限)</p> <p>第18条 当社は、天災、事変、パンデミック、エピソード、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、SDPFサービスに係る通信の利用を中止する措置をとることがあります。</p> <p><b>2 当社は、他の電気通信事業者等から異議申し立てがあり、SDPFサービスの提供とその電気通信事業者等の提供するサービス等との間の通信を継続して行うことについて当社の業務の遂行に重大な支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が認めるときは、その通信の一部の利用を中止することがあります。</b></p>

## 10. 支払猶予について

契約者が料金の支払義務を怠った場合の支払猶予に関する記載を削除します。

モバイルコネクトType2サービス利用規約	SDPFサービス規約 共通編
<p>(料金の支払義務)</p> <p>第16条 契約者は、本規約に基づいて当社が契約者に本サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して、解約があった日を含む料金月の末日までの期間について、料金の支払を要します。本規約における「料金月」とは、1の暦月の起算日（当社が契約毎に定める毎暦月の一定の日をいいます）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。</p> <p><b>2 請求日から50日経過したにもかかわらず、契約者が支払いを怠った場合、当社は本サービスの利用停止、もしくは解約することができるものとします。</b></p>	<p>(当社が行うSDPFサービスの利用に係る契約の解除)</p> <p>第15条 契約者が次のいずれかに該当するときは、SDPFサービスに係る契約の一部または全部を解除をすることができます。</p> <p>(1) 第17条（利用停止）の規定により別冊等に定めるメニュー等の利用を一部または全部停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。</p> <p>(2) 当社が別に定める期日を経過してもなお、別冊等に定めるメニュー等の料金の支払いがないとき。</p>

# モバイルコネクトType2サービス SDPF規約移行に伴う重要事項説明(6/11)

## 11. 手数料について

譲渡承認、支払証明の場合の手数料に関する記載が明記されます。

モバイルコネクトType2サービス利用規約	SDPFサービス規約 共通編
該当なし	(その他の料金等の支払義務) 第20条の2 第20条(料金等の支払義務)に定めるほか、契約者は、次に掲げる料金等の支払いを要することとします。 (1) 共通編料金表第2表(手続きに関する料金)に定める手続きに関する料金。

## 12. 割増金について

契約者が料金の支払いを不法に免れた場合の割増金に関する記載が追加になります。

モバイルコネクトType2サービス利用規約	SDPFサービス規約 共通編
該当なし	(割増金) 第22条 契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

## 13. データの利用について

SDPFサービスを利用して契約者が提供または伝送するデータ等については、契約者の責任で提供されるものであり、当社はその内容について保証を行わず、またそれに起因する損害についても責任を負わない旨が追加になります。

モバイルコネクトType2サービス利用規約	SDPFサービス規約 共通編
(データの確認・複製) 第20条 当社は、当社の電気通信設備の故障若しくは停止等の復旧等の設備保全又は本サービスの維持運営のため、保存データを確認、複写又は複製することがあります。 2 当社は、前項の用途以外で保存データにアクセス又は利用しないものとします。	(データの利用) 第25条 当社は、当社の電気通信設備の故障若しくは停止等の復旧等の設備保全又はSDPFサービスの提供の維持運営のため、契約者データ及び生成等データを確認、複写又は複製することがあります。 ~~~(省略)~~~ 5 SDPFサービスを利用して契約者が提供または伝送するデータ等(コンテンツを含みます。)については、契約者の責任で提供されるものであり、当社はその内容等について保証を行わず、また、それに起因する損害についても責任を負わないものとします。

# モバイルコネクトType2サービス SDPF規約移行に伴う重要事項説明(7/11)

## 14. データの削除・転送について

弊社が行う利用停止に際して、データの消去・転送を停止する条件が追加になります。

モバイルコネクトType2サービス利用規約	SDPFサービス規約 共通編
<p>(データの削除) 第21条 当社は、第27条（本サービスの廃止）による本サービスの廃止のほか、当社は第10条（契約者が行う本契約の解約）又は第11条（当社が行う本契約の解約）の契約の解約があったとき又は期間の満了により本契約が終了したときは、保存データを削除します。この場合において、当社は、保存データの削除に起因する契約者又は第三者に発生した直接又は間接の損害について責任を負わないものとします。</p>	<p>(データの消去) 第26条 当社は、<b>契約者データが当社の定める所定の基準を超えたとき</b>又は第17条（利用停止）1項のいずれかに該当するときは、契約者に対し何らの通知なく、現に蓄積しているデータを消去又はデータの転送を停止することがあります。</p>

## 15. メニューの廃止について

一部メニューを廃止する際の最低予告期間をSDPFに合わせて30日へ変更になります。

モバイルコネクトType2サービス利用規約	SDPFサービス規約 共通編
<p>(本サービスの廃止) 第27条 当社は本サービスの一部又は全部を廃止することがあります。 ~~~~(省略)~~~~ 4 当社は、本サービスの一部又は全部を廃止しようとするときは、少なくとも3カ月の予告期間において契約者にその旨を通知するものとします。</p>	<p>(SDPFサービスの廃止等) 第30条 当社は、SDPFサービスの全部の提供を廃止することがあります。この場合、当社は、180日の予告期間において契約者にその旨を通知するものとします。 なお、2021年5月25日以前からの契約者については、当社が2021年5月25日の時点で有効ないずれかの別冊に定める各サービス（本規約附則別表1「メニュー等の移行」[2021年5月25日以前]参照）の全部に相当するメニューを廃止する場合、当社は同様の予告期間にて通知するものとします。 ~~~~(省略)~~~~ 3 当社は、別冊等に定めるメニュー等の一部機能の提供を廃止するときで、あらかじめ契約者に対してその廃止する機能の代替となる手段または同等の機能を提示できない場合、<b>30日以上</b>の予告期間をもって、<b>変更後の一部機能の内容を、通知するものとします。</b>ただし、別冊又は当社のサービスサイト（<a href="https://sdpf.ntt.com/">https://sdpf.ntt.com/</a>）に別段の定めがある場合はこの限りではありません。</p>

# モバイルコネクトType2サービス SDPF規約移行に伴う重要事項説明(8/11)

## 16. 契約者の義務について (1) 契約者の義務が追加になります。

モバイルコネクトType2サービス利用規約	SDPFサービス規約 共通編
<p>(契約者の義務) 第28条 契約者は次のことを守っていただきます。</p> <p>(1) 契約者が当社の本サービス用設備・回線に過大な負荷を生じさせ、他の契約者の利用に支障を生じさせないこと</p> <p>(2) 当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと</p> <p>(3) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者のデータの改ざん、消去等をしないこと</p> <p>(4) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと</p> <p>(5) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと</p> <p>(6) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用又は運営に支障を与える行為をしないこと</p> <p>(7) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと</p> <p>(8) 利用申込みの際又はその後に当社に届け出た事項について変更が生じた場合、遅滞なくその旨を当社所定の方法により届け出ること</p> <p>(9) 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと</p> <p>(10) 前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為をしないこと</p>	<p>(契約者の義務) 第32条 契約者は、次のことを守っていただきます。</p> <p>~~~~(省略)~~~~</p> <p>(2) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為をしないこと。</p> <p>(3) 他人を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為をしないこと。</p> <p>(4) 詐欺又は業務妨害等の犯罪行為又はこれを誘発若しくは扇動する行為をしないこと。</p> <p>(5) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待にあたる画像若しくは文書等を送信し、又は掲載する行為をしないこと。</p> <p>(6) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく行為又は未承認医薬品等の広告を行う行為をしないこと。</p> <p>(7) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為をしないこと。</p> <p>(8) 本人の同意を得ること無く不特定多数の者に対し、商業的宣伝又は勧誘の電子メールを送信する行為をしないこと。</p> <p>(9) 他人が嫌悪感を抱く電子メールを送信する行為をしないこと。</p> <p>~~~~(省略)~~~~</p> <p>(12) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為をしないこと。</p> <p>~~~~(省略)~~~~</p> <p>(14) 通信の伝送交換に妨害を与える行為をしないこと。</p> <p>~~~~(省略)~~~~</p> <p>(18) ID、パスワード、その他個人若しくは法人に属する情報をWebサイト若しくは電子メール等を利用する方法により、その情報が属する個人若しくは法人の錯誤等により意図に反して取得する行為をしないこと。</p> <p>(19) 当社が必要に応じ書類その他の媒体の提出を求めた場合において、故意に虚偽の内容を含むものを提出しないこと。</p> <p>(20) あらかじめ当社の承諾なく、SDPFサービスを不特定の第三者に利用させる行為をしないこと（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。）第29条第1項第10号に規定する卸電気通信役務として当社から提供を受ける場合を除きます。）。</p> <p>~~~~(省略)~~~~</p> <p>(23) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為をしないこと。</p>

# モバイルコネクトType2サービス SDPF規約移行に伴う重要事項説明(9/11)

## 16. 契約者の義務について (2)

- ①輸出に関連した契約者の義務が追加になります。
- ②サービス利用に関係してハードウェア又はソフトウェアが自動的・自律的に行う通信についても契約者の義務を遵守する記載が追加になります。

モバイルコネクトType2サービス利用規約	SDPFサービス規約 共通編
<p>(契約者の義務) 第28条 2 契約者は前項の規定に違反して本サービスに係る当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。 3 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者又はその他の者に発生する損害について責任を負わないものとします。 4 契約者は、ユーザID、ログインパスワードを管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせはならないものとします。当社は、ユーザID、ログインパスワードの一致を確認した場合、当該ユーザID、ログインパスワードを保有する者として登録された契約者が本サービスを利用したものとみなします。 5 契約者が前項の規定に違反して本サービスに係る当社の業務遂行又は当社の設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社は、ID等の変更その他必要な措置をとる場合があります。当該措置により契約者に発生する損害について、当社は責任を負わないものとします。 6 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめ理由を添えてその旨を契約者に通知します。ただし、緊急又はやむを得ない場合はこの限りではありません。</p>	<p>(契約者の義務) 第32条 2 契約者は、前項の規定に違反してSDPFサービスの利用に係る当社の電気通信設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。 ～～～(省略)～～～ 7 契約者は、日本国の輸出関連法規を遵守するものとします。 8 契約者は、SDPFサービスまたはSDPFサービスに係るソフトウェアを、直接的であれ間接的であれ輸出もしくは持ち出す場合または非居住者に提供する場合は、経済産業省の許可を取得する等、必要な手続きをとらなくてはなりません。 9 契約者は、契約者が日本国により輸出又は技術の提供を禁止されている者ではないこと又は日本国の輸出関連法規に定める外国ユーザリストに掲載されている者ではないことを保証しなければなりません。 10 契約者は、SDPFサービス又はSDPFサービスに係るソフトウェアを、日本国の輸出関連法規に定める核兵器を含む大量破壊兵器もしくは、通常兵器等の開発、製造または使用のために使用してはなりません。 ～～～(省略)～～～ 11 契約者は、SDPFサービスを契約名義人以外の第三者が利用する場合、又はSDPFサービスの利用に契約者の要請に基づく第三者が関係する場合には、本規約上の契約者の義務を当該第三者にも順守させるものとします。また、当該第三者による義務違反については、契約者が責任を負うものとします。 12 前項の規定は、契約者又は第三者によるSDPFサービスの利用に関係してハードウェア又はソフトウェアが自動的・自律的に行う通信についても、同様とします。</p>

# モバイルコネクトType2サービス SDPF規約移行に伴う重要事項説明(10/11)

## 17. 知的財産権について

①プログラムの取り扱いについて、当社が指定する使用範囲を超えて使用しないこと、という記載が追加になります。

②契約者がプログラムの取り扱いの規定を違反したことによりSDPFサービスに係るソフトウェア等を提供する第三者が、当該第三者の知的財産権を侵害しているとするクレームを提起した場合の記載が追加になります。

モバイルコネクトType2サービス利用規約	SDPFサービス規約 共通編
<p>(当社の知的財産権)                      第31条 本サービスの提供に関連して当社が契約者に貸与又は提示するソフトウェア等のプログラム又は物品（本規約、サービス仕様書、取扱マニュアル等を含みます。以下この条において「プログラム等」といいます）に関する著作権及びそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は当社又は当社の指定する者に帰属するものとします。                      2 契約者は、プログラム等につき次の事項を遵守するものとします。                      (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと                      (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと                      (3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと                      (4) 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しないこと                      3 本条の規定は本契約の終了後も効力を有するものとします。</p>	<p>(当社の知的財産権)                      第35条 SDPFサービスの提供に関連して当社が契約者に貸与又は提示するソフトウェア等のプログラム又は物品（本規約、SDPFサービスの仕様書、取扱マニュアル等を含みます。以下、本条において同じとします。）に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含みます。）及び著作者人格権（著作権法第18条から第20条の権利をいいます。）並びにそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は当社又は当社の指定する者に帰属するものとします。                      2 契約者は前項のほか、次のとおりプログラム等を取り扱うものとします。                      (1) SDPFサービスの利用目的以外に使用しないこと。                      (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。                      (3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。                      (4) 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しないこと。                      (5) 当社が指定する使用範囲を超えて使用しないこと。                      3 契約者が前項の規定に違反したことにより、SDPFサービスに係るソフトウェア等を提供する第三者が、当該第三者の知的財産権を侵害しているとするクレームを提起した場合、当社は、SDPFサービスの利用を停止することがあります。また、契約者は、当社が当該第三者に支払った違約金、その他の損害等について、契約者がこれを負担することに同意するものとします。</p>

## 18. 通信ログの取り扱いについて

弊社の通信ログの取扱いに関する記載が明記されます。

モバイルコネクトType2サービス利用規約	SDPFサービス規約 共通編
<p>該当なし</p>	<p>(通信ログの取扱い)                      第37条 当社は、SDPFサービスの利用に係る通信ログについて、課金・料金請求、サービスの維持・継続及びネットワークの安定的運用等の業務の遂行のために必要かつ相当な目的の範囲内で利用する場合があります、契約者はこれに同意するものとします。</p>

# モバイルコネクトType2サービス SDPF規約移行に伴う重要事項説明(11/11)



## 19. 第三者への委託について

弊社の第三者への委託に関する記載が明記されます。

モバイルコネクトType2サービス利用規約	SDPFサービス規約 共通編
該当なし	<p>(第三者への委託)</p> <p>第38条 契約者は、当社がSDPFサービスを提供するにあたり、SDPFサービスの提供の全部又は一部を当社の指定する第三者に委託することを了承するものとします。</p> <p>2 当社は、前項に基づき、当社が再委託した場合の再委託先の選任及び監督について、本規約に定める範囲で責任を負うものとします。</p>

## 20. ポータル契約の締結について

SDPFで必要となるポータル契約に関する記載が追加になります。

モバイルコネクトType2サービス利用規約	SDPFサービス規約 共通編
該当なし	<p>(ポータル契約の締結)</p> <p>第43条 当社は、SDPFサービスに係る契約の申込みがあった場合又はSDPFサービスに係る利用権の譲渡の承認の請求があった場合は、申込者等（SDPFサービスに係る契約の申込みをした者又はSDPFサービスに係る利用権の譲渡の承認を請求した者（譲受人となる者に限ります。）をいいます。以下、この条において同じとします。）から、当社が定めるカスタムポータル規約に規定するポータル契約の申込みがあったものとみなします。</p> <p>2 SDPFサービスに係る契約の申込みの承諾を受けた者又はSDPFサービスに係る利用権を譲り受けることの承諾を受けた者は、前項の規定と当社が定めるカスタムポータル規約の規定とに基づいて、当社とポータル契約を締結したこととなります。この場合、契約者と当社との間で成立するポータル契約は、その契約者に係るSDPFサービスに係る契約が複数となる場合であっても、1契約とします。</p> <p>3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、前2項の規定を適用しません。</p> <p>(1) 当社がSDPFサービスに係る契約の申込みを承諾する時点又は当社がSDPFサービスに係る利用権の譲渡を承認する時点において、申込者等と当社との間で、当社が定めるカスタムポータル規約に基づくポータル契約又は当社が定めるCustomer Portal Terms and Conditionsに基づくPortal Agreementを既に締結しているとき。</p> <p>(2) 申込者等から、前2項の規定を適用しないを希望の意思表示があったとき。</p>